

位置図

入札条件（特に定めた契約条件）

- 1 この工事は、令和7年度から令和8年度にわたるものである。
- 2 この工事に係る令和7年度の支払いは、77,000,000円を限度とし、残額は令和8年度に支払う。
ただし、令和7年度支払額は、工事の出来形部分または製造工場等にある特殊な工場製品に相応する請負代金額の10分の9以内とする。
- 3 前払金の総額は、入札説明書（入札執行通知）に記載のとおりとし、各年度ごとに分割して支払う。
$$\frac{\text{各年度前払金}}{\text{の支払い額}} \leq \frac{\text{前払金総額}}{\text{請負代金額}} \times \frac{\text{当該年度の支払限度額}}{\text{請負代金額}}$$
請負者は、前金払を受けようとする場合は、各年度末（令和8年度は工事完成期限）を保証期限とした、公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社（以下「保証会社」という。）の発行する保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 4 中間前払金の総額は、入札説明書（入札執行通知）の記載のとおりとし、各年度ごとに分割して支払う。
$$\frac{\text{各年度中間前払金}}{\text{の支払い額}} \leq \frac{\text{中間前払金総額}}{\text{請負代金額}} \times \frac{\text{当該年度の支払限度額}}{\text{請負代金額}}$$
請負者は、3に規定する前払金の支払いを受けた後、この前払金に追加して、請負代金額の10分の2以内の額の前払金（中間前払金）を令和8年度に請求することができる。
この場合は、当該工事実施期間の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべきものとされている建設工事に係る作業が行われており、既に行われた建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当することについての認定を受けた後、各年度末（令和2年度は工事完成期限）を保証期限とした、中間前払い金に関する新たな保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 5 令和7年度の前払金及び中間前払金は、令和7年度末までにその全額を償却するものとする。
- 6 発注者は、予算上の理由等により、2から4に規定する支払額を変更することができる。

施工条件明示事項

下記項目のうち適用項目○印該当欄は、当該工事に関する施工条件として明示するものである。
記載内容は、特記仕様書と同様の位置付けである。
なお、明示事項に変更が生じた場合は、監督員に報告し、協議するものとする。

| |
|----------------------------|
| 工事名 |
| 令和7年度 伊豆中央道 江間トンネル照明設備更新工事 |
| 工事箇所 |
| 伊豆の国市北江間～田方郡函南町日守 地内 |

| | 明示項目 | 適用 | 明示が必要な場合 | 明示事項 | 内容 |
|---------------------------------|--------------------------|----|--|-------------------|--|
| A 工程 関 係 | 1 関連工事との調整 | ○ | 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合 | 影響を受ける部分 | |
| | | | | 影響を受ける工事内容 | 機器設置時期 |
| | | | | 関連する工事内容 | 1) 令和7年度 伊豆中央道 江間トンネル受配電設備更新工事 2) 令和7年度 伊豆中央道 江間トンネル防災設備更新工事 3) 令和7年度 伊豆中央道 江間料金所建築工事(新ETC室等) 4) 令和7年度 伊豆中央道 江間料金所事務所新設工事 |
| | | | | 関連する工事の開始又は完了の時期 | 1) 令和7年6月～令和8年7月 2) 令和7年7月～令和8年8月 3) 令和7年6月～令和8年5月 4) 令和7年9月～令和9年5月 ※いずれも見込み |
| | | | | | |
| | 2 施工時期、時間の制限 | ○ | 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合 | 制限される施工内容 | 全般 |
| | | | | 制限される施工時期、施工時間 | 他工事施工への影響の少ない時期、時間帯の施工を指示する可能性あり |
| | | | | 制限される施工方法 | |
| | 3 関係機関等との協議 | ○ | 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合 | 制約を受ける内容 | 交通規制について |
| | | | | 協議内容 | 道路交通事故法第80条協議未成立 |
| | | | | 協議成立見込時期 | 工事契約後、受注者が立案する施工計画に基づき協議する。 |
| | | | 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合 | 影響を受ける部分 | |
| | 4 土壌汚染、地下埋設物及び埋蔵文化財の事前調査 | | 工事着手前に土壌汚染、地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合 | 調査項目 | |
| | | | | 調査期間 | |
| | | | 地下埋設物等の移設が予定されている場合 | 移設期間 | |
| B 用 地 関 係 | 1 工事用地等の未処理部分 | | 工事用地等に未処理部分がある場合 | 場所・範囲 | |
| | | | | 処理の見込み時期 | |
| | 2 工事用地等の復旧 | | 工事用地等の使用終了後の復旧 | 内容 | |
| | 3 借地 | | 工事用仮設道路・資機材置き場用の用地を借地させる場合 | 場所・範囲 | |
| | | | | 時期・機関 | |
| | | | | 使用条件・復旧方法 | |
| | 4 仮用地等として官有地の提供 | | | 場所・範囲 | |
| | | | | 時間・時期 | |
| | | | | 使用条件 | |
| | | | | 復旧方法 | |
| C 環 境 対 策 関 係 | 1 公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止） | ○ | 工事に伴う公害防止のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合 | 施工方法、建設機械・設備、作業時間 | 低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規定及び排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定される建設機械・設備を使用するものとする。 |
| | 2 騒音、振動、地盤沈下、地下水枯渇等の防止調査 | | 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合 | 事前・事後調査の区分 | |
| | | | | 調査時期 | |
| | | | | 未然に防止するための必要な調査方法 | |
| | | | | 未然に防止するための必要な調査範囲 | |
| | 3 電波障害等に起因する事業損失防止調査 | | 電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合 | 事前・事後調査の区分 | |
| | | | | 調査時期 | |
| | | | | 未然に防止するための必要な調査方法 | |
| | | | | 未然に防止するための必要な調査範囲 | |
| D 安 全 対 策 関 係 | 4 濁水、湧水等の処理 | | 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合 | 処理施設、処理条件 | |
| | 5 特別の環境対策 | | 周辺住民の要望や関係官公署の指導等により特別の環境対策を必要とする場合 | 内容 | |
| | 1 交通安全施設 | | 交通安全施設等を指定する場合 | 指定の内容 | |
| | 2 近接施工 | | 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法等に制限がある場合 | 指定の期間 | |
| | 3 落石、雪崩、土砂崩落等の防護施設 | | 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合 | 制限される施工方法 | |
| | 4 交通誘導警備員の配置 | ○ | 交通誘導警備員の配置を指定する場合 | 防護施設の内容 | |
| | | | | 延べ人數 | 設計書による。なお、当初設計の計上日数・人数は過去の照明設備更新工事の実績に基づくものであるので、受注者の施工計画立案後、監督員との協議を経て必要に応じて変更契約を行う。 |
| | | | | 配置時間 | 20:00～翌4:00。なお、当初設計は過去の照明設備更新工事の実績に基づくものであるので、受注者の施工計画立案後、監督員との協議を経て必要に応じて変更契約を行う。 |

| | 明示項目 | 適用 | 明示が必要な場合 | 明示事項 | 内容 |
|-----------|-------------------|----|---------------------------------------|--|--|
| | 5 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策 | | 有毒ガス及び酸素欠乏対策として、換気設備が必要な場合 | 換気設備等の内容 | |
| | 6 高所作業 | | 高所作業で落下・墜落等対策を指定する場合 | 指定の内容 | |
| E 工事用道路関係 | 1 一般道の使用 | | 搬入経路、使用時間、使用時間帯等に制限がある場合 | 制限される工事用資機材の搬入経路 | |
| | | | | 制限される使用期間 | |
| | | | | 制限される使用時間帯 | |
| | 2 仮道路 | | 搬入、搬出路の使用中及び使用後の処置が必要である場合 | 使用中・使用後の処置内容 | |
| F 仮設関係 | 1 仮設(仮土留、仮橋、足場等) | | 仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合 | 仮設備の内容 | |
| | | | | 仮設備の期間 | |
| | | | | 仮設備の条件 | |
| | | | 仮設の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合 | 仮設備の構造、施工方法、施工範囲 | |
| | | | 仮設の設計条件を指定する場合 | 設計条件の内容 | |
| | | | 水替・流入防止施設が必要な場合 | 内容、期間 | |
| G 建設副産物関係 | 1 建設発生土の搬出 | | 建設発生土が発生する場合 | 受入場所及び仮置き場所までの距離 処分又は保管条件 | 設計書による。 |
| | 2 建設副産物の利用 | | 現場内での再利用又は減量化が必要な場合 | 現場内利用の内容 | |
| | | | | 減量化の内容 | |
| | 3 建設副産物及び建設廃棄物の処理 | ○ | 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合 | 処理方法、処理場所等の処理条件 | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適切に処理する。 |
| | | | 再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合 | 受入場所、距離等の処理条件 | |
| H 工事支障物件等 | 1 工事支障物件協議 | | 地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合 | 支障物件名、管理者名、位置、移設時期、工事方法、防護等 | |
| | | | 地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合 | 工事内容 工事期間 | |
| | | | 周辺環境に与える影響の調査が必要な場合 | 周辺環境調査の内容 | |
| J その他 | 1 工事用資機材の保管及び仮置き | | 工事用資機材の保管及び仮置きが必要な場合 | 保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 | |
| | 2 工事現場発生品 | | 工事現場発生品がある場合 | 品名・数量・現場内での再使用的有無 引渡し場所 | |
| | 3 支給品及び貸与品 | | 支給材料及び貸与品がある場合 | 品名・数量・品質 規格又は性能 引渡し場所・引渡し期間 | |
| | | | | 近接協議に係る条件及び内容 | |
| | | | | 施工方法 施工条件 | |
| | 6 工事用水、電力 | | 工事用水を指定する場合 | 工事用水の内容 | |
| | | | 工事電力を指定する場合 | 工事電力の内容 | |
| | 7 新技術・新工法・特許工法 | | 新技術・新工法・特許工法を指定する場合 | 工法の内容 | |
| | 8 部分使用 | | 部分使用を行う必要がある場合 | 部分使用箇所 部分使用時期 | |
| | | | | 共通仕様書に記載のない施工方法を指定す 施工管理基準に記載のない施工管理(出来 | 指定内容 指定内容 |
| | 10 その他 | | 景観に配慮し、構造物の色彩やデザイン等 | 指定内容 | |
| | | | | 指定内容 | |